資料3

# 事務局説明資料

(国際的な議論・各国の対応の状況)

2018年4月27日金融广

# 国際的な議論の状況(1)

## 1. G7エルマウ・サミット首脳宣言(2015年6月8日)

テロとの闘い及びテロリストへの資金供与はG7にとっての主要な課題である。我々は、迅速にかつ断固として行動し続け、協調した形での行動を強める。(中略)

我々は、仮想通貨(virtual currencies)及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の 流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。

我々は、金融活動作業部会(FATF)により行われている活動の重要性を再確認し、この活動に積極的に協力することにコミットする。我々は、強固なフォローアップ・プロセスを通じたものを含め、FATFの基準の効果的な履行を確保するために努力する。

## 2. 金融活動作業部会(FATF)のガイダンス(2015年6月26日)

各国は、<u>仮想通貨と法定通貨を交換する交換業者に対し</u>、登録又は免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。

[ガイダンスにおける仮想通貨 (virtual currency) の定義]

- デジタルに取引可能であって、①交換手段(及び/又は)②計算単位(及び/又は)③価値貯蔵として機能する価値をデジタルに表象したもの
- 法定通貨や電子マネー(法定通貨をデジタルに表象したもの)とは区別される
  - ※ 法定通貨と交換できる仮想通貨がガイダンスの対象であるが、法定通貨と交換できなくとも他の仮想通貨 との交換を可能とする確固とした市場がある場合にはガイダンスの対象になり得る。

# 国際的な議論の状況(2)

## 3. 証券監督者国際機構(IOSCO)代表理事会表明(2018年1月18日)

ICOs(トークンセールス又はコインセールスとも呼ばれる)とは、典型的には、分散型台帳技術を活用し、電子的なトークンを発行した上で、入札や出資等を通じて、ビットコインやイーサといった仮想通貨(まれに、米ドルやユーロといった法定通貨)と引換えにトークンを投資家に販売することである。これらICOsは標準化されているものではなく、法律・規制上の位置づけも個々のICOsの状況により異なる。

ICOsに関しては明確なリスクが存在する。ICOsへの投資は非常に投機的なものであり、投資家は投資資金のすべてをリスクに晒すことになる。プロジェクト及び事業への資金を賄うべく適切に投資機会を提供する事業者もいる。一方で、外国の業者による、オンライン上でリテール投資家を対象とするICOsが増加している。こうしたICOsは、規制の枠外のものである場合や、現在の法令に照らし違法に活動しているものである場合があり、投資家保護上の懸念を惹起している。さらに、詐欺の事例も見られるため、投資家はICOsへの投資判断を行うにあたり大変慎重に行動すべきであることを心に留めておく必要がある。

# 4. G20財務大臣·中央銀行総裁会議宣言(2018年3月19·20日)

我々は、暗号資産(crypto-assets)の基礎となる技術を含む技術革新が、金融システムの効率性と包摂性及びより広く経済を改善する可能性を有していることを認識する。しかしながら、暗号資産は実際、消費者及び投資家保護、市場の健全性、脱税、マネーロンダリング、並びにテロ資金供与に関する問題を提起する。暗号資産は、ソブリン通貨の主要な特性を欠いている。暗号資産は、ある時点で金融安定に影響を及ぼす可能性がある。我々は、暗号資産に適用される形での金融活動作業部会(FATF)基準の実施にコミットし、FATFによるこれらの基準の見直しに期待し、FATFに対し世界的な実施の推進を要請する。我々は、国際基準設定主体がそれぞれのマンデートに従って、暗号資産及びそのリスクの監視を続け、多国間での必要な対応について評価することを要請する。

#### [付属文書]

我々は、金融安定理事会(FSB)に対し、決済・市場インフラ委員会(CPMI)、証券監督者国際機構(IOSCO)及びFATFを含む他の基準設定主体と協議した上で、2018年7月に、暗号資産に係る作業の結果を報告するよう依頼する。

# 各国の対応の状況(1)

## 1. アジア

#### (1) シンガポール

#### [仮想通貨の交換等]

- 金融管理局(MAS)が、仮想通貨の交換等を「支払サービス」(payment services)の一種と位置付け、マネロン・テロ資金供与規制の対象とする内容の「支払サービス法案」を市中協議(2017年11月~2018年1月)

#### [ICO]

- MASが、トークンが「有価証券」(securities)又は「集団投資スキーム持分」(units in a CIS)の 性質を有する場合には、目論見書作成義務等の証券規制が適用される旨などを公表(2017年11月)

#### (2)韓国

#### [仮想通貨の交換等]

- 金融委員会 (FSC) 等が、マネロン・テロ資金供与対策のほか、投資者保護、取引の透明性確保等の 観点からの制度整備を、今後早急に行う旨などを公表 (2017年12月)

#### [ICO]

- FSCが、ICOを禁止する意向を表明(2017年9月)

#### (3)中国

#### [仮想通貨の交換等] [ICO]

- 人民銀行 (PBC)、銀行業監督管理委員会 (CBRC)、証券監督管理委員会 (CSRC)等が、コイン・オファリング/仮想通貨を通じた資金調達のための口座開設、取引等に、金融機関等が直接的又は間接的に関与することを幅広く禁止する旨などを公表 (2017年9月)

# 各国の対応の状況(2)

#### 2. 北米

#### (1) 米国

#### [仮想通貨の交換等]

- 財務省が、仮想通貨の交換等を行う者は「資金移動業者」(money transmitter)に該当し、マネロン・ テロ資金供与規制の対象である旨(解釈)を公表(2013年3月)
- 利用者保護のための規制に関しては、州単位での対応
  - ニューヨーク州 : 仮想通貨の交換等を行う者に係る規制を新設(2015年6月)
  - ワシントン州<sub>など</sub>: 仮想通貨の交換等を行う者に対し「資金移動業者」に係る業規制を適用する旨を公表

### [ICO]

- 証券取引委員会(SEC)が、個別のICO事案("The DAO")に係るトークンが「有価証券」 (securities)に該当し、証券規制が適用される旨を公表(2017年7月)
- SECが、一般投資家と市場の専門家それぞれに対して、暗号通貨・ICO市場は伝統的な証券市場と比較して投資者保護が非常に脆弱で注意すべき旨や、トークンに証券規制が適用される可能性がある旨などを公表(2017年12月)
- SECが、個別のICO事案に対し停止を命令(2017年12月に2件/2018年1月・4月に各1件)

#### (2) カナダ

#### [仮想通貨の交換等]

- 財務省が、仮想通貨の取扱いを「資金サービス」(money services)に追加し、マネロン・テロ資金 供与規制の対象とする内容の法改正を実施(2014年6月)(現在、関連規則を整備中)

#### [ICO]

- 証券管理局 (CSA) が、ICOに目論見書作成義務等の証券規制が適用されうる旨を公表 (2017年8月)
- 州当局が、いわゆるサンドボックス制度の下で、個別のICO事案の実行を認可(2017年8月・10月に各1件)<sub>4</sub>

# 各国の対応の状況(3)

## 3. 欧州

#### (1) EU

#### [仮想通貨の交換等]

- 欧州理事会と欧州議会が、仮想通貨の交換等をマネロン・テロ資金供与規制の対象に追加する旨の 指令改正案に合意(2017年12月)

#### [ICO]

- 証券市場監督機構(ESMA)が、投資家及び事業者に対して、ICOに関する警告文を公表(2017年11月)

#### (2)英国

#### [仮想通貨の交換等]

- 財務省が、仮想通貨の交換等をマネロン・テロ資金供与規制の対象に追加する方針を公表(2015年3月)
- 財務省、金融行為規制機構(FCA)等が、仮想通貨に関するタスクフォースを設置(2018年3月)

## [ICO]

- FCAが、ICOのリスクや、FCAの規制対象となりうることなどを内容とする注意喚起文書を公表(2017年9月)
- FCAが、ICOについて調査を進める旨公表(2017年12月)

#### (3) スイス

#### [仮想通貨の交換等]

- 連邦金融市場監督機構 (FINMA) が、顧客から金銭や仮想通貨を受け入れ、将来の取引のためにそれらを 管理することは「預金の受入れ」に該当し、同国銀行法の規制が適用される旨 (解釈) を公表 (2014年 6 月)
- 財務省・FINMAがブロックチェーン技術・ICOに係るワーキンググループを設置 (2018年 1 月)

# [ICO]

- FINMAが、トークンを、①決済(payment)タイプ、②ユーティリティ(utility)タイプ、③アセット (asset)タイプの3カテゴリに分類した上で、適用されうる規制について整理・公表(2018年2月) 5

# 各国の対応の状況(4)

#### (4) ドイツ

#### [仮想通貨の交換等]

- 連邦金融監督庁(BaFin)が、仮想通貨は「金融商品」(financial instruments)のうち、私的な 支払手段等を意味する「計算単位」(units of account)に該当し、仮想通貨の交換等は同国銀行法の 規制が適用される旨(解釈)を公表(2014年2月)

#### [ICO]

- BaFinが、投資リスクに関する注意喚起文書を公表(2017年11月)
- BaFinが、トークンの法的地位は一律には定まらず個別に決定されるものである旨や、「有価証券」 (securities) などの「金融商品」 (financial instruments) に該当しうる旨などを公表 (2018年2月)

#### (5) フランス

#### [仮想通貨の交換等]

- プルーデンス規制・破綻処理庁(ACPR)が、仮想通貨売買の仲介は「支払サービス」(payment services)に該当し、同国通貨金融法典の規制が適用される旨(解釈)を公表(2014年1月)

#### [ICO]

- 金融市場庁(AMF)が、ICOに特化した法制度について今後検討していく旨を公表(2018年2月)